



無配当の株式も措置法70条1項の非課税財産に！

相続又は遺贈により取得した財産を、相続税の申告期限までに、措置法施行令40条の3に定める公益法人等に贈与した場合には、一定の要件のもとに、その贈与した財産の価額は、相続税の課税価格から除かれ、非課税財産となります（措置法70①）。しかし、その財産の贈与を受けた法人が、贈与があった日から2年を経過した日までに政令で定める法人に該当しないこととなった場合又は贈与により取得した財産を同日においてなお公益を目的とする事業の用に供してしていない場合は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることとなります（措置法70②）。今回は、無配当の取引相場のない株式が、贈与があった日から2年を経過した日において公益を目的とする事業の用に供しているか否かが争われた判例をご紹介します（平成12年11月17日京都地裁・納税者勝訴・被告控訴）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

原告らは、平成6年4月12日相続開始にかかる相続により取得したA社株式6000株を、平成6年11月16日、S財団に、基本財産に組み入れることを指定して寄附し、相続税の申告に際しては、措置法70条1項の適用を受けました。

これに対して、被告課税庁は、措置法通達70-1-12に基づき、原告らが寄附した日から2年を経過した日までに、A社株式の配当がなかったことから、S財団は、A社株式を公益を目的とする「事業の用に供していない」として、措置法70条2項の規定により、株式の純資産価額8億5557万円を、相続税の課税価格の計算の基礎に算入する更正処分をしました。

裁判所では、次のように判断し、原告側の主張を認め、被告課税庁から、不適用要件である「事業の用に供していない」ことにつき立証がないとして、その更正処分を全部取り消しています。

- ① 措置法70条2項所定の贈与があった日から2年を経過した日においてなお贈与を受けた財産を法人がその公益を目的とする「事業の用に供していない」との要件は、同項の文言上も、それが後発的な新たな課税要件事実により納税者に不利益に変更させる事由であること及びそれが納税者側の事情でなく法人側の事情であるから、課税庁が具体的に主張立証すべき事由である。
- ② 前記要件を、その財産をあくまで直接に事業の用に供していない場合と解すると、贈与の対象が金銭や有価証券の場合、その法人の内部の事情により後発的な課税要件の変更事由の有無が決することになり不合理である。
- ③ 贈与により、対象となった財産に対する完全な支配の移転があった場合には、原則として、同条2項の公益を目的とする「事業の用に供していない」との要件は問題にならない。
- ④ 「事業の用に供していない」との要件は、具体的には、例えば、贈与を受けた日から2年間を経過した日までの間に、贈与者が、その財産を当該法人から廉価で買い戻したこと等の措置法70条1項を利用した租税回避行為が行われたような場合を意味するものと解するのが相当である。
- ⑤ 寄附があった日から2年間、株式の配当がなかったというだけで、法人がその株式を公益を目的とする「事業の用に供していない」との要件を充たすものと解することはできず、また、少なくとも、配当の有無によってその要件を判断する合理的な理由は全くない。
- ⑥ 被告は、措置法通達70-1-12を挙げ、寄附があった日から2年間配当がなかったから公益を目的とする「事業の用に供していない」と主張するが、同通達の趣旨が、被告主張のようなものであるなら、それは別措置法70条2項の解釈を誤ったものといわざるを得ない。

……………（資料提供 税法データベース編集部）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判13枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。